

事業者の皆様へ

事務所、商店（スーパー、コンビニ、花屋、魚屋など）、飲食店、
ホテル（旅館、民宿含む）、遊技場、銀行、工場、製造業、農業等
を営む方々へ

— 事業系廃棄物処理の手引 —

事業系ごみの減量、資源化、適正処理に努めましょう！

3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制 *Reduce*

廃棄物の再利用 *Reuse*

廃棄物の再資源化 *Recycle*

志 賀 町

1 廃棄物の分類

廃棄物（ごみ）は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、さらに「一般廃棄物」には家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物」があります。

廃棄物 (ごみ)	
一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。	産業廃棄物 事業活動に伴って排出されたもののうち、法律で指定された品目が産業廃棄物となります。
家庭系 一般廃棄物 家庭から排出されたもの	事業系 一般廃棄物 事業活動に伴って排出されたもの



は、事業系ごみです。

※ 廃棄物を適正に処理するためには、まずごみの種類を知ることが大切です。

2 廃棄物の適正処理

●家庭系一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物は、地域のごみステーションに出すか、直接羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター（クリンクルはくい）へ持ち込んで処理します。

●事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者自らの責任において処理することが定められています。そのため、クリンクルはくいへ直接持ち込むか、志賀町一般廃棄物処理業の許可を持った事業者へ依頼して処理します。

なお、事業系一般廃棄物は地域のごみステーションに出すことはできません。

●産業廃棄物

産業廃棄物は、クリンクルはくいでは処理することはできません。産業廃棄物処理業の許可を持った事業者に依頼して処理します。

●資源物

資源物には、新聞、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、缶類、くず鉄、空きびん、古布などがあり、再生利用が可能なものは資源回収業者へ依頼して処理します。

また、ペットボトル、容器包装発砲スチロール、蛍光灯、乾電池、廃食用油、家電製品は家庭から出たものは資源物ですが、事業者から排出されたものは従業員が個人的に排出したものを除き、産業廃棄物になります。それぞれ適切な事業者へ処理を依頼してください。

【別表 1】産業廃棄物種類一覧表

No.	①種類	②業種 指定	③業種	④詳細
1	燃え殻			石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性灰等
2	汚泥			排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る汚泥の物等
3	廃油			廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固形石けん、廃食用油等
4	廃酸			廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
5	廃アルカリ			廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液、自動車の廃不凍液等
6	廃プラスチック類			廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ等
7	ゴムくず			ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る
8	金属くず			空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9	ガラスくず、 コンクリートくず※ 及び陶磁器くず			空きびん、廃ガラス製品、陶磁器くず（れんが、瓦、タイル）、廃陶磁器製品、廃石こうボード、廃スレート板等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等（※コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）
10	鋳さい			高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鋳石等
11	がれき類			工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等
12	ばいじん			大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器補集ダスト）
13	紙くず	有	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
			紙・紙加工製造業、印刷出版業	紙、板紙のくず等
14	木くず	有	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず
			木材・木製品製造業、パルプ製造業	木材片、おがくず、かんなくず等
			物品賃貸業	不要な木製家具等
			全業種該当	貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
15	繊維くず	有	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず
			繊維工業（縫製を除く）	木綿、羊毛等の天然繊維くず
16	動植物性残さ	有	食料品・医薬品・香料製造業等	豆腐製造業のおから、醸造かす等
17	動物系固形不要物	有	と畜場、食鳥処理場	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	有	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	有	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等の死体
20	政令第 13 号廃棄物			上記 1～19 に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリートの固形化物等）
21	輸入された廃棄物			上記 1～20、船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く輸入された廃棄物

3 事業者の責務

事業活動に伴って排出されたものは、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

【法律抜粋】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

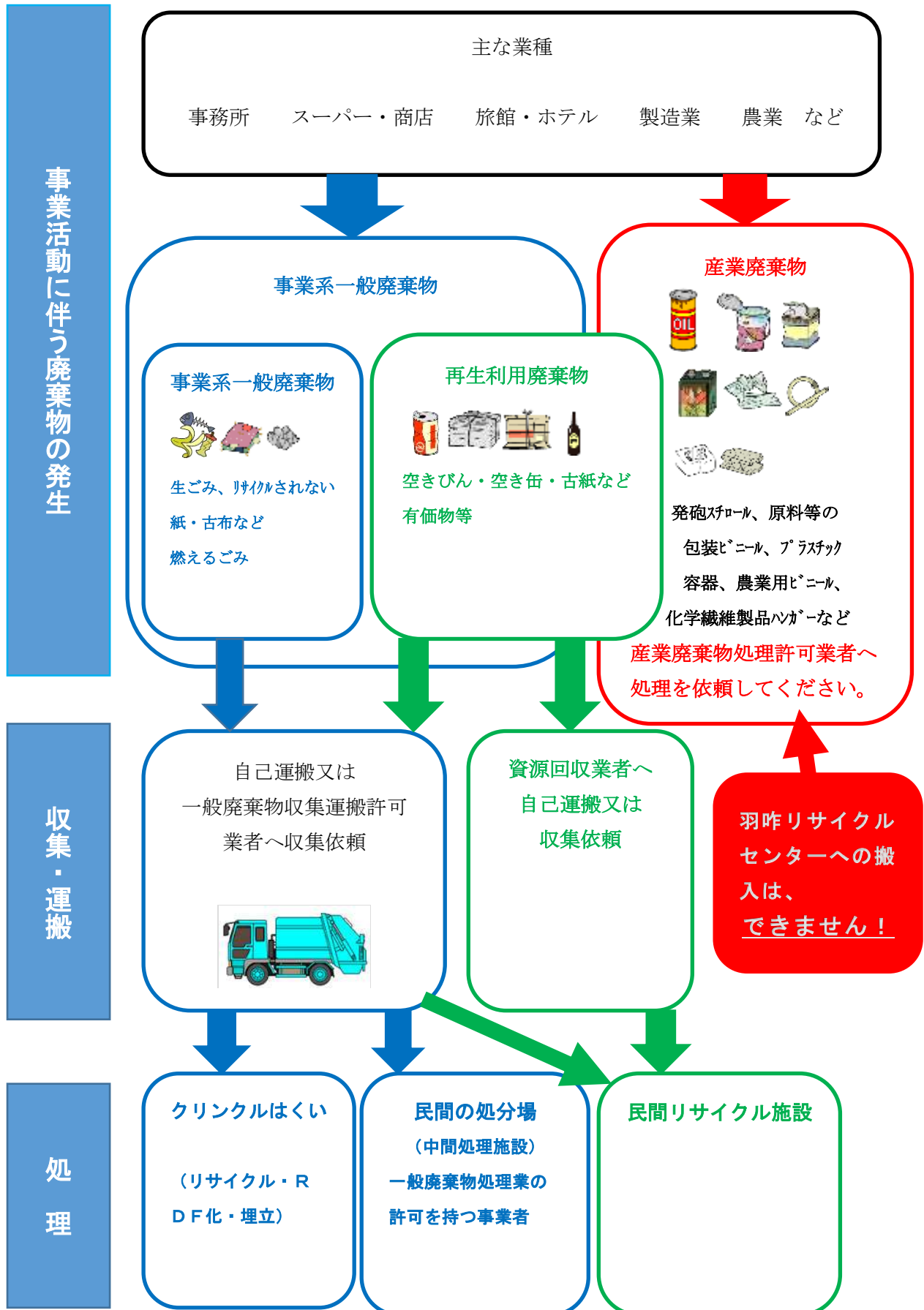
【町条例抜粋】

志賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等によりその減量化を図るとともに、焼却、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努めなければならない。

4 事業系ごみ処理の主な流れ



5 事業系一般廃棄物の減量

事業系一般廃棄物の燃えるごみの中には、リサイクル可能な紙類（チラシ、箱紙、新聞、雑誌、段ボール、雑紙など）が混ざっています。

●ごみ減量、資源化の方法

ごみ減量の対策として、自社が排出するごみの量や種類を把握し、リデュース（発生抑制）できるもの、リユース（再使用）できるもの、リサイクル（再生利用）できるものに整理して、ごみの減量、資源化について何ができるか検討することが重要です。

また、廃棄物管理責任者を選任することで、社員のごみ減量に対する意識高揚を図り、分別の徹底や適正処理を行うことができます。

◆リデュース（発生抑制）

- ・ 回覧・供覧・社内メールなどを活用して資料の共有化を図り、無駄な紙の使用を控えましょう。
- ・ お茶やコーヒーなどは、マイカップやマイボトルを利用し、紙コップなどの使い捨ての容器をしないようにしましょう。
- ・ 紙製おしぼりや割り箸など使い捨て用品の使用をできるだけ控えましょう。
- ・ 詰め替え商品の製造や使用など、ごみの発生抑制に努めましょう。
- ・ 原料（材料）に無駄が生じないように。
- ・ 無駄な生ごみが出ないように工夫しましょう。
- ・ 生ごみは水切りしてから排出しましょう。
- ・ 過剰包装を抑制し、簡易包装に努めましょう。

◆リユース（再使用）

- ・ ファイルなど繰り返し使用できる事務用品を使用しましょう。
- ・ 不必要な備品などは、必要とする他の部署で再使用しましょう。
- ・ 飲み物などはリターナブルびんのものを利用し、びん回収業者に引き取ってもらいましょう。
- ・ 社内で不要物品の交換会や販売会など検討する。

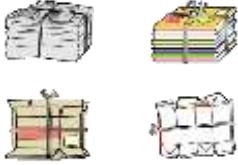

◆リサイクル（再生利用）

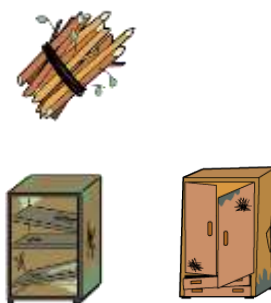


- ・ 紙類は保管場所を確保し、種類別に分けて古紙回収業者に引き渡しましょう。
- ・ 空き缶などの有価物は保管場所を確保し、回収業者に引き渡しましょう。
- ・ 自動販売機を設置した事業者に空き缶・びん・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをしてもらいましょう。
- ・ トナーカートリッジやプリンターのインクカートリッジ、小型電池、牛乳びんなど、メーカー回収に出すようにしましょう。（メーカーの自主回収を積極的に利用する。）
- ・ 再生品を積極的に利用しましょう。

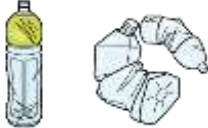


6 事業系ごみの分別方法について

事業系ごみの分別方法は、家庭系一般廃棄物と基本的に変わりはありません。ただし、一般廃棄物になるものと産業廃棄物になるものがありますので注意してください。分別については下記の表を参考にしてください。

●事業系一般廃棄物

区分	品目	例	処分方法及び注意点
事業系一般廃棄物	古紙	段ボール 新聞・折り込みチラシ 雑誌 紙パック コピー用紙 その他の紙 	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできる古紙は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ●リサイクルできない紙（カーボン紙、窓付き封筒等）は、クリンクルはくいで燃えるごみとして処理することができます。 <p>※建築工事等に係る紙くずや出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物です。</p>
	生ごみ	食品の食べ残し 食品の売れ残り 調理残渣 魚あら 	<ul style="list-style-type: none"> ●できるだけ生ごみ処理機等で自らごみの減量、リサイクルをしてください。 ●生ごみをリサイクルできない場合は、クリンクルはくいで燃えるごみとして処理することができます。 ●食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づきごみの減量、リサイクルをしてください。 <p>※食料品製造業から生じた食品の原料やかすは、産業廃棄物です。</p>

区分	品目	例	処分方法及び注意点
事業系一般廃棄物	草木類 木くず	剪定枝葉 草刈 木製家具 	<ul style="list-style-type: none"> ●長さ50cm以下、太さ6cm以下の枝は、燃えるごみとして、大きなものは粗大ごみとして、リンクルはくいで処理することができます。(リンクルはくいの受入基準のサイズ以下にする必要があります。) <p>※建設工事等に係る木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは産業廃棄物です。</p>
	古布	ウエス 軍手 タオル 	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ●リサイクルできない場合は、リンクルはくいで燃えるごみとして処理することができます。 ●使用している素材がナイロンやアクリル繊維などの合成繊維を多く含むものは、廃プラスチック類(産業廃棄物)として廃棄してください。 <p>※建設工事等に係る繊維くずや繊維工業等から生じた繊維くずは産業廃棄物です。</p>
	びん	飲食用びん (従業員が個人的に消費したものに限り) 	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできるびんは、資源回収業者に処理を依頼してください。 ●キャップをはずして中をすすいでください。 <p>※事業活動に伴って生じたびんは産業廃棄物です。</p>

区分	品目	例	処分方法及び注意点
事業系一般廃棄物	ペットボトル	飲食用ペットボトル （従業員が個人的に消費したものに限り）  ※PET ボトルの識別表示があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできるペットボトルは、資源回収業者に処理を依頼してください。 ●キャップをはずして中をすすいでください。 <p>※事業活動に伴って生じたペットボトルは産業廃棄物です。</p>
	缶類	飲食用の缶 （従業員が個人的に消費したものに限り） 	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできる缶類は、資源回収業者に処理を依頼してください。 <p>※事業活動に伴って生じた缶類は産業廃棄物です。</p>
	プラスチック類	市販のお弁当容器、カップめん容器、菓子袋、レジ袋など （従業員が個人的に消費したものに限り） 	<p>※事業活動に伴って生じたプラスチック類は産業廃棄物です。</p>




●産業廃棄物

区分	品目	例	処分方法及び注意点
産業廃棄物	廃油	機械油 食用油 	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできる廃油は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ●商品の納入業者に引き取りできないか相談する。
	廃プラスチック類	発砲スチロール、トレイ 原料等の包装ビニール プラスチック容器、タイヤ 長靴、農業用ビニール CD、DVD、化学繊維製品 結束バンド ハンガーなどの石油製品 全般を指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ※従業員等が個人的に購入して排出した物は一般廃棄物です。 ●ペットボトルなど、商品の納入業者に引き取りできないか相談する。
	金属くず	ハサミ、刃物 スプレー缶 バインダーの金具 金属製机、棚、ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ※従業員等が個人的に購入して排出した物は一般廃棄物です。 ●資源回収業者に依頼し、リサイクルする。

区分	品目	例	処分方法及び注意点
産業廃棄物	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスのコップ 陶器の食器 蛍光灯 びん 	※従業員等が個人的に購入して排出した物は一般廃棄物です。
	電池 バッテリー	乾電池 ボタン電池 バッテリー 	※従業員等が個人的に購入して排出した物は一般廃棄物です。

●その他

区分	品目	例	処分方法及び注意点
その他	家電4品目 (特定家庭用機器再商品化法対象物)	テレビ 冷蔵(冷凍)庫 エアコン 洗濯機及び衣類乾燥機 	●家電4品目 買い替える際は、購入する小売業者に引取りを依頼するか、購入した小売業者に引取りを依頼するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所へ運搬を行い、製造業者等へ引き渡すか、リサイクル券を用いて指定引取場所へ自己搬入する。 ※事業所で不要になった特定家電は、家庭から排出されるものと同じように家電リサイクル法の対象です。

区分	品目	例	処分方法及び注意点
その他	小型家電 (小型家電リサイクル法)	携帯電話、ラジオ、電話機、デジタルカメラ、電卓、ビデオカメラ、カーナビ、電気ドリル、扇風機等の電気を利用する機器全般 	<ul style="list-style-type: none"> ●小型家電認定事業者若しくは同等の資源化処理技術を持つ事業者へ引き渡してください。
	パソコン	パソコン ディスプレイ 	<ul style="list-style-type: none"> ●メーカー受付窓口へお問い合わせください。 <p>※家庭向けパソコンと事業系パソコンでは廃棄方法が違います。事業系パソコンは、廃棄時に委託業者に費用を支払う方式になっています。</p>
	小型二次電池	ニッケル電池 リチウムイオン電池 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人団体等の拠点回収を利用してください。 <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 J B R C リサイクル協力店 アンド・まつうら (高浜町) ヤマデン (富来領家町) など

7 クリンクルはくい

事業系一般廃棄物は、「クリンクルはくい」で処理できます。クリンクルはくいの場所は、次のとおりです。



〒925-0002

石川県羽咋市滝谷町又30番地

羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター

電話 0767-27-1153



搬入時間 : 月～金曜日 8:30～12:30、13:00～16:30
土曜日 8:30～12:00)

施設使用料: 50kgまで 1,200円 + 消費税
50kgを超えて10kgごとに 240円 + 消費税